

札幌市特定建築物衛生指導要綱事務処理要領（平成9年3月24日生活衛生担当部長決裁）（新旧対照表）

改 正 前	改 正 後	備考
第4条関係 （略） 第5条関係 1（5）計算書等 カ 水質検査結果書（写）（井水等使用の場合。水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、21の項から31の項及び48の項を除く原水全項目。） 第6～7条関係 （略） 附則（平成9年4月1日～令和6年10月8日） （略）	第4条関係 （略） 第5条関係 1（5）計算書等 カ 水質検査結果書（写）（井水等使用の場合。水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、22の項から32の項及び49の項を除く原水全項目。） 第6～7条関係 （略） 附則（平成9年4月1日～令和6年10月8日） （略） <u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u>	水 質 検 査 項 目 修正 追加